

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260106	防長観光バス株式会社 (法人番号 5250001010506) 代表 者寺戸健二	山口県周南市松保町7番9 号	広島営業所	広島県広島市中区吉島新 町一丁目27番6号	文書警告(処分日車数 10日車のため、一般貸 切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等 の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3 項	令和7年8月25日及び同年12月2日、継続監視 の監査対象であることを端緒として監査を 実施。1件の違反が認められた。点呼の記録事 項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 24条第5項)	6	1
20260107	山口観光交通株式会 社(法人番号 4250001014441) 代表 者森王直哉	山口県山口市秋穂東1530	本店営業所	山口県山口市秋穂東1530	文書警告	道路運送法第27条第3 項	令和7年10月16日及び同年12月19日、継続監 視の監査対象であることを端緒として監査を 実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受書 の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運 輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 勤務時間等基準告示の遵守違反(運輸規則第 21条第1項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運 輸規則第24条第5項)、(4)業務記録の記載事 項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(5)乗務 員等台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37 条第1項)	0	0
20260120	島タクシー株式会社(法 人番号7280001005419) 代表者齋賀勝也	島根県隠岐郡隠岐の島町 大字中町字目貫の四11 番地内1号	西郷	島根県隠岐郡隠岐の島町 中町字目貫の四11番地 内1号	文書警告	道路運送法第27条第3 項	令和7年12月15日、継続監視の監査対象であ ることを端緒として監査を実施。1件の違反が 認められた。点呼状況の録音及び録画記録義 務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条 第6項)	0	0
20260128	観光タクシー株式会社 (法人番号 9270002002406) 代表 者金山高信	鳥取県鳥取市行徳1丁目 201-4	本社営業所	鳥取県鳥取市行徳1丁目 201-4	文書警告(処分日車数 30日車のため、一般貸 切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等 の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3 項	令和7年11月17日及び令和8年1月13日、継続 監視の監査対象であることを端緒として監査を 実施。6件の違反が認められた。(1)運行記録 計による記録義務違反(旅客自動車運送事業 輸送規則(以下「運輸規則」)第26条第1項)、(2) 運送引受書の記載事項義務違反(運輸規則第 7条の2第1項)、(3)業務記録の記録事項義務 違反(運輸規則第25条第2項)、(4)運行指示書 の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1 項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運 輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導 監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第 1項)	3	3